

# 住友重機械温水プール（東部知多温水プール） 管理業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

大府市、豊明市、東浦町及び阿久比町の2市2町で組織する東部知多衛生組合では、クリーンセンターの余熱利用施設として東部知多温水プールを設置している。なお、同施設は、ネーミングライツ対象施設として契約しており、令和11年3月31日まで愛称を「住友重機械温水プール」としている。

施設の特性を踏まえ、地域住民が快適に利用できるよう努めるとともに、効率的かつ効果的な管理運営の実施、施設の利用促進等を図るため、業務委託を適切に遂行する能力を有する事業者を選定することを目的とする。

## 2 業務委託の内容

- (1) 施設の運営に関すること。
- (2) 利用者の安全確保に関すること。
- (3) 施設の維持管理に関すること。
- (4) 利用促進に係る事業の実施に関すること。
- (5) 広報、広告業務に関すること。

※業務委託内容の詳細については、住友重機械温水プール（東部知多温水プール）管理業務委託仕様書のとおり

## 3 提案限度額

金203,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。5年間の合計金額）

提案限度額及び仕様書等で示す業務内容については、令和8年度当初予算の議決を経て確定するものである。

※提案限度額には、本業務を履行するために必要な全ての経費を含む。

なお、提案限度額は「4 委託期間」内の額。

## 4 委託期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

## 5 公募型プロポーザル方式の採用理由とその効果

「東部知多衛生組合プロポーザル方式等実施要綱」第3条第1項第1号に基づき、本業務委託について、公募型プロポーザル方式を採用することにより、企画提案及び管理運営体制の観点による総合的な審査を通じ、最も適切な受託者を選定することができる。

## 6 参加資格要件

入札に参加することができる者は、次の要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たさなければならない。

(1) 法人又はその他の団体（法人格の有無は問わない。）であること。

(2) 次の欠格事項等に該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、組合における一般競争入札等の参加を制限されている者、又は指名停止を受けている、若しくは受けることが明らかである者

イ 以下の税を滞納している者（徴収猶予を受けている場合を除く。）

法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税

ウ 銀行、又は主要取引先から取引停止等を受けた者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、更生、又は再生手続きの申立てをしている者

オ 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有しない者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体。また、団体の役員（法人でない団体の代表者、又は管理人を含む。）及び施設に配置する職員が、同法第2条第6号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者

キ 令和8年1月13日（火）の施設見学会に参加していない応募者

(3) 共同企業体による応募の場合

複数の法人等が共同企業体を構成して応募することも可能であるが、次の事項に留意すること。

ア 複数の法人等が共同企業体を構成して応募する場合は、代表となる法人等を定めるとともに構成団体は連帯して責任を負うものとする。

イ 同時に複数の共同企業体となることはできない。

ウ 単独で応募した法人等は、共同企業体で応募する場合の構成団体となることはできない。

エ 代表となる法人等及び共同企業体を構成する法人等の変更は原則として認めない。

オ 各構成団体員の出資比率については1事業者10パーセントを下回らないものと

する。

カ 共同企業体を構成する全構成団体が上記の（１）、（２）の要件を満たすこと。

（４）過去に余熱利用施設（温水プール）の管理運営の実績が3年以上あること。

（５）余熱利用施設の管理運営にあたって、必要な許認可や資格等を取得し、関係法令を遵守することができる法人等であること。

## 7 選定日程

日 程	内 容
令和7年11月21日（金）	東部知多衛生組合のウェブサイトに住友重機械温水プール（東部知多温水プール）の管理業務委託に係る公募型プロポーザルの実施の掲載
令和7年12月5日（金）	東部知多衛生組合指名業者選定審査委員会 プロポーザル実施公告、プロポーザル実施要領等の配付 提出書類に関する質疑書の受付及び施設見学会の受付開始
令和8年1月9日（金）	住友重機械温水プール（東部知多温水プール）施設見学会申込期限（電話、FAX又はメールで申込のこと。）
令和8年1月13日（火） 午前10時～	住友重機械温水プール（東部知多温水プール）施設見学会（ <u>参加必須</u> ）
令和8年1月23日（金）	提出書類に関する質疑書の受付期限
令和8年1月30日（金）	提出書類に関する質疑書に対する回答
令和8年2月6日（金）	参加表明書、企画提案書等の提出期限
令和8年2月13日（金）	辞退届の提出期限
令和8年2月20日（金）	<u>プレゼンテーション及びヒアリングの実施</u>
同 日	プロポーザル審査委員会での審査・優先交渉権者の選定
令和8年2月25日（水） 午後3時～	東部知多衛生組合指名業者選定審査委員会での優先交渉権者の決定
令和8年2月27日（金）	審査結果通知 業務引継ぎ期間（3/1～3/31）
令和8年4月1日（水）	委託契約締結

## 8 プロポーザル審査

本プロポーザルにおける審査は、令和8年2月20日（金）に東部知多クリーンセンターにおいて実施する。

## 9 応募手続き等

### (1) 提出書類に関する質疑書の受付及び回答

提出書類に関する質疑の受付及び回答を次のとおり実施するものとし、電話等による質問には応じない。なお、事務局が必要と認めた場合は、質疑について直接ヒアリングを行うことがある。

提出期限	令和8年1月23日（金）17時まで
提出要領	参加申込者が「提出書類に関する質疑書」【様式11】に記入の上、電子メールに添付し、事務局に提出すること。 また、提出した際に、電話による受信確認を行うこと。
メールタイトル	東部知多温水プール業務委託「提出書類に関する質疑書」
添付ファイル名	（会社名）提出書類に関する質疑書
回答の方法	令和8年1月30日（金）17時までに、電子メールで質問者に回答する。公開の場合は参加申込者に提供する。

### (2) 参加表明書、企画提案書等の提出

参加申込者は、提出要領に従って参加表明書を提出すること。参加資格の基準日は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格の確認後から優先交渉権者の決定の日までの間に参加資格要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

また、提出要領に従って本業務委託に対する提案内容を記載した企画提案書及び見積書（以下「企画提案書等」という。）を提出すること。

なお、企画提案は、1事業者につき1提案とする。

企画提案書等の提出後、プロポーザル審査委員会は、参加表明者から提出された提案内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

提出期限	令和8年2月6日（金）17時まで
提出要領	参加表明者は事務局に提出日時を連絡するとともに、参加表明者が、企画提案書等を事務局へ9時から17時まで（ただし、12時から13時まで並びに期間中の月曜日を除く。）に、直接提出すること。なお、郵送、電子メール及びFAXによる提出は認めない。 また、記入済みの同様式をPDF形式にワンファイル化し、提出すること。
提出部数	正本【1部】 副本【7部】 電子データ【一式】
提出書類	① 参加表明書【様式1】 ② 参加資格に関する申立書【様式2】 ③ 会社概要書【様式3】

	<p>④ 業務実績書【様式4】</p> <p>⑤ 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（提出日時時点で交付の日から3か月を経過していないものに限る。）</p> <p>⑥ 企画提案書【表紙：様式5、本文：任意様式】</p> <p>⑦ 業務責任者調書【様式6】</p> <p>⑧ 業務従事者配置調書【様式7】</p> <p>⑨ 「住友重機械温水プール（東部知多温水プール）管理業務委託」に係る見積書【様式8】</p> <p>⑩ 過去3年分の決算書【任意様式】</p> <p>⑪ 納税証明書（過去3年分の国税及び地方税に未納税額がないことの証明）</p> <p>⑫ 健康経営優良法人認定（当該年度）</p> <p>⑬ 女性活躍に関する都道府県等からの公的機関の認証（あいち女性輝きカンパニー認証制度の認証等）</p> <p>※提案書本文はA4用紙（図表等の場合はA3可）とし、各ページにはページ番号を記載すること。</p> <p>※⑫、⑬は、取得を証明する書類（写）等を提出すること。</p>
その他	<p>令和8年1月13日（火）の施設見学会に参加していること。</p> <p>提出期限を過ぎた参加表明書は受け付けない。</p>

### （3）プロポーザルの辞退

参加表明者は辞退届の提出期限までは、いつでもプロポーザルを辞退することができる。辞退届の提出要領は以下のとおりとする。

提出期限	令和8年2月13日（金）17時まで
提出要領	参加表明者は事務局に提出日時を連絡するとともに、参加表明者が、辞退届【様式12】を、事務局へ9時から17時まで（ただし、12時から13時まで並びに期間中の月曜日を除く。）に、直接提出すること。なお、郵送、電子メール及びFAXによる提出は認めない。
その他	辞退届の撤回はできない。

## 10 企画提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリング

### （1）実施日

令和8年2月20日（金）

※時間、場所等の詳細は、企画提案書等の提出期限後に別途通知する。

(2) 注意事項等

- ア プレゼンテーション及びヒアリングにおいて、企画提案書に記載のない追加提案は認めない。
- イ 実施時間は、30分以内としプレゼンテーションを20分以内、ヒアリング（質問及びその回答時間）を10分以内の予定とする。参加者は3名以内とする。
- ウ プレゼンテーションの方法は、提案者の任意とするが事前に事務局に連絡すること。
- エ プレゼンテーションで使用するパソコン及び液晶プロジェクターは、提案者が準備すること。（スクリーンは、組合が準備します。）

11 審査基準

企画提案内容を次の項目により審査し、総合評価点を決定する。

(1) 運営実施（75点）

- ア 施設の運営 (10点)
- イ 利用者の安全確保 (10点)
- ウ 施設の維持管理 (10点)
- エ 利用促進等 (25点)
- オ 広報、広告 (10点)
- カ 個人情報保護等 (5点)
- キ 事業継続 (5点)

(2) 実績及び経済性（23点）

- ア 実績 (10点)
- イ 経営状態 (5点)
- ウ 見積価格 (8点)

(3) その他（2点）

- ア 健康経営優良法人認定 (1点)
- イ 女性活躍に関する都道府県等からの公的機関の認証 (1点)

12 優先交渉権者の選定

- (1) 提出書類並びにプレゼンテーション及びヒアリングの内容に基づき、審査項目ごとに採点し、総合評価点を算定する。
- (2) 総合評価点の基準点は70点とし、基準点を超える者で、最大の者を第一順位者とし、優先交渉権者として選定する。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリングを実施した後、速やかに参加表明者に書面（審

査結果通知【様式9】又は【様式10】）を送付する。

- (4) 総合評価点で最大の者が複数ある場合は、運営実施評価点の上位者を選定する。
- (5) 運営実施評価点が同点である場合は、プロポーザル審査委員会の合議により決定する。
- (6) 第1順位者の次の順位の総合評価点者を第2順位者とし、第2順位者の次の総合評価点の者を第3順位者とし、契約条件が成立するまで契約行為を保留するものとする。
- (7) 参加表明者が1者のときも審査を実施し、本事業の委託先として適当であると認めた場合（総合評価点が70点以上の場合）は、その者を受託候補者として選定する。

### 13 その他

- (1) 提出資料などの作成経費、旅費などの必要経費は、参加表明者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の著作権は、参加表明者に帰属する。また、参加表明者は、企画提案書等について、東部知多衛生組合が優先交渉権者の選定に関わる審査に使用することを承諾するものとする。東部知多衛生組合は、参加表明者に無断で本プロポーザル以外の目的に使用しないものとする。
- (3) 企画提案書等は返却しない。
- (4) 施設見学会に必ず参加すること。また、事前に事務局へ連絡して予約するものとする。
- (5) 契約を締結するまでの間に、優先交渉権者が組合から指名停止等の措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。この場合、東部知多衛生組合は一切の損害賠償責任の責を負わない。
- (6) 情報公開請求があった場合は、公募型プロポーザル方式による受諾候補者決定における公正性及び透明性を高めるとともに説明責任を果たすため、東部知多衛生組合情報公開条例に基づき情報公開及び情報提供するものとする。

### 14 事務局等

事務局（提出書類等受付窓口）は次のとおりとする。

住 所 等	〒474-0023 愛知県大府市大東町二丁目96番地 東部知多衛生組合 総務課 温水プール係
電 話	0562-44-0271（温水プール） 0562-46-8855（総務課）
電子メール	pool@tobuchita.jp
ウェブサイト	<a href="https://www.tobuchita.jp">https://www.tobuchita.jp</a>